

令和3年度 第1回久留米市有線放送運営委員会

日時：令和3年6月4日（金）

15時00分～

場所：田主丸総合支所 201・202 会議室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 報告事項

（1）放送施設の譲渡に関する自治会の意向集約について

（2）事業終了となる判断基準について

4 協議事項

有線放送事業の終期について

5 その他

6 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

役職	氏 名	所属団体名	役職名等	備 考
委員長	大 熊 博 文	久留米市議会	議 員	
副委員長	小 林 整 子	田主丸町商工会	女性部長	
	古 賀 としかず	久留米市議会	議 員	
	二 又 和 義	にじ農業協同組合	田主丸支店 金融課長	R3. 6. 1～
	野 上 尚 則	田主丸地域の 地域コミュニティ組織	船越校区まちづくり 振興会会長	R3. 6. 1～
	林 田 義 明		川会校区まちづくり 振興会会長	
	上 村 隆 則		水分校区まちづくり 振興会会長	R3. 6. 1～
	山 下 イセ子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	会 員	
	高 橋 尚 美		会 員	
	小 西 裕 也	久留米市消防団 田主丸支団	班 長	
	橋 本 俊 之	浮羽消防署	署 長	

※任期2年間(令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

3 報告事項

(1) 放送施設の譲渡に関する自治会の意向集約について

将来的な有線放送事業終了後、各自治会にて放送施設の譲渡を受けて自治会放送として継続していく意向があるかどうかの集約を行っている。

現時点での意向集約状況は以下のとおりである。

校区	自治会数	意向集約状況		
		継続する	継続しない	検討中
川会	16	0	7	9
船越	11	3	8	0
水分	13	0	13	0
田主丸	38	3	12	23
水縄	8	0	8	0
柴刈	15	0	8	7
竹野	8	0	0	8
合計	109	6	56	47

(2) 事業終了となる判断基準について

昨年度第2回委員会において、今後の方針が『現在の事業内容で継続し、修理不可能となった時点で事業を終了する』と決定されたが、事業終了となる判断基準については定めていない。

修理不可能の判断基準としては、大きな災害により復旧困難となるか、一つひとつの修理不可能の積み重ねにより全体として運営が出来なくなる場合が想定される。

後者の場合、修理不可能の割合が一定の水準に達したことをもって運営できないと判断することになるが、そうするとその水準に達するまでの期間、放送が聞こえる地域と聞こえない地域が発生し、地域間で著しく不公平な状況となってしまう。

行政としてはこのような基準を示すことは難しいと判断せざるを得ない。

○今後の対応

- ・放送施設の大規模な更新は行わない。
- ・倒柱等の危険箇所への対応や、関係機関等からの移設依頼に対応しながら、引き続き予算の範囲内での修繕を行う。

4 協議事項

有線放送事業の終期について

有線放送事業は昭和 40 年の事業開始以来、56 年が経過し、放送施設の老朽化による雑音等の支障が頻繁に発生している。また近年の災害によるケーブルの断線や倒柱など、施設全体の維持管理が年々困難な状況となっている。

昨年度第 2 回委員会において、今後の方針を『現在の事業内容で継続し、修理不可能となった時点で事業を終了する』と決定したが、終期については決定されていない。

昨年 10 月以降、7 校区まちづくり連絡会議及び各校区自治会長連絡会議にて説明を行い、自治会放送として継続するか、検討をしていただいているが「自治会で検討するにあたって、事業の終期を示して欲しい」等のご意見をいただいている。

有線放送は総合支所放送だけでなく、自治会放送、農協放送として長い間使用されており、有線放送終了後、これに代わる情報伝達手段を検討いただく期間としても、一定の準備期間が必要である。

また、放送施設の撤去に向けた計画の策定にあたっては、九電・NTT 柱への共架ケーブルや、有線柱に設置されている防犯灯等について関係機関との協議を行うための一定の時間を確保しなければならないので、事業の終期を明らかにする必要がある。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり終期の提案をしたい。

令和 4 年度末 総合支所放送（主管放送、委託放送、広告放送）を終了

令和 5 年度末 自治会放送、農協放送を終了（全放送終了）

令和 6 年度～ 放送施設撤去及び譲渡開始

➤ 今後のスケジュール

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度～
自治会の意向集約 ※1	➡			
放送施設に関する調査	➡➡➡			
撤去計画の策定		➡➡➡		
総合支所放送終了		●		
自治会放送、農協放送終了			●	
継続する自治会へ譲渡				●
放送施設撤去				➡➡➡➡➡

※1 自治会の意向集約の期限を令和 3 年 9 月末までとする。

資 料

資料 1	久留米市有線放送条例	(P 1 ～P 4)
資料 2	久留米市有線放送条例施行規則	(P 5 ～P 8)
資料 3	久留米市有線放送条例施行規程	(P 9)
資料 4	久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について	(P 1 0)

○久留米市有線放送条例

平成16年12月28日

久留米市条例第47号

改正 平成26年3月27日条例第19号

令和元年9月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 市が行う有線放送のための施設（以下「放送施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(放送施設の設置)

第2条 市の広報活動に寄与し、住民の福祉及び文化経済の向上を図り、もって市の発展を促進することを目的として本市に放送施設を設置する。

(放送施設の構成)

第3条 放送施設は、久留米市田主丸総合支所内及びにじ農業協同組合水分支所内の放送施設、屋外放送装置、接続機、増幅器、電柱、電線及び宅内スピーカーその他これらに附属する一切の設備をもって構成する。

(放送施設を設置する区域)

第4条 放送施設は、別表第1に定める区域に設置する。

(事業)

第5条 放送施設を用いて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示、広報事項の伝達に関すること。
- (2) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡に関すること。
- (3) 官公署、公共団体等からの広報事項の伝達に関すること。
- (4) 自主編成番組の放送に関すること。
- (5) 委託放送に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(利用の制限)

第6条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、放送施設を利用させてはならない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的を

もって利用するとき。

(2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは特定の宗派その他の思想団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。

(3) 公共の福祉に反するとき。

(4) その他市長において不相当と認めるとき。

(宅内スピーカーの設置)

第7条 宅内スピーカー（有線放送を聴取するために住民が所有し、又は占有する建物内に設置されたスピーカーをいう。以下同じ。）の設置を希望する者は、市長に申し出て許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、遅滞なく宅内スピーカーを設置するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、設置された宅内スピーカーを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(宅内スピーカーの移設)

第8条 前条の規定により設置された宅内スピーカーの移設を希望する者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく宅内スピーカーを移設するものとする。

(宅内スピーカーの取替え)

第9条 第7条第2項の規定により設置された宅内スピーカー（第8条第2項の規定により移設したものを含む。）の取替えを希望する者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第10条 第7条の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により届出をした者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 第9条の規定により宅内スピーカーの取替えを希望する者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(電柱の使用)

第11条 電柱を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(放送施設の維持及び補修)

第12条 放送施設の設置、維持及び補修は、市長の指定する者が行う。

2 市長は、放送施設に障害を生じたときは、速やかにこれを修復しなければならない。

3 前項に規定する場合において、その障害の原因が利用者の責めに帰すべきものであると

きは、市長は修復に要した経費をその者に負担させることができる。

(広告放送料金)

第13条 放送施設を用いて広告を放送しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1回の放送につき1分30秒までごとに1,040円(消費税等額を含む。本市以外の者が利用する場合の料金はその2倍の額)

(平成26条例19・令元条例5・一部改正)

(運営委員会)

第14条 放送施設を用いて行う事業の公正かつ円滑な運営に関し、調査審議するため、市長の附属機関として久留米市有線放送運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、必要に応じ市長がこれを招集する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田主丸放送条例(昭和40年田主丸町条例第231号。以下「旧田主丸町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧田主丸町条例第7条第1項に基づき置かれた田主丸町放送運営委員会(以下「旧委員会」という。)は、第14条第1項により置かれた久留米市有線放送運営委員会(以下「新委員会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

田主丸町長栖	田主丸町鷹取	田主丸町船越	田主丸町秋成	田主丸町殖木	田主丸町常盤	田主丸町野田	田主丸町豊城	田主丸町恵利	田主丸町朝森	田主丸町八幡	田主丸町菅原	田主丸町上原	田主丸町志塚島	田主丸町以真恵	田主丸町牧	田主丸町地徳	田主丸町竹野	田主丸町中尾	田主丸町森部	田主丸町石垣	田主丸町益生田	田主丸町田主丸
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

別表第2（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
新設工事	宅内スピーカーの新設工事（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
移設工事	家屋の建替え、移築に伴うもの（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
	家屋内で宅内スピーカーを移設するもの	2,090円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
宅内スピーカーの取替え	使用不能による取替え	無料
	その他の理由による取替え	5,230円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市有線放送条例施行規則

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市規則第 36 号

改正 平成 17 年 6 月 20 日規則第 157 号

平成 17 年 12 月 12 日規則第 181 号

平成 21 年 3 月 9 日規則第 15 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市有線放送条例（平成 16 年久留米市条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 施設の使用時間は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 6 時から午後 10 時まで

(2) 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 6 時から午後 9 時まで

(非常災害その他緊急事項の通報及び連絡の際の放送の中断等)

第 3 条 市長は、条例第 5 条第 2 号に規定する非常災害その他緊急事項の通報及び連絡をする必要があると認めるときは、それ以外の放送を中断し、又は放送施設の利用を制限することができる。

(官公署、公共団体等からの広報事項の伝達及び委託放送)

第 4 条 条例第 5 条第 3 号又は第 5 号に規定する事業は、それらの放送を求める者からの申出に基づき行うものとする。ただし、同条第 3 号に規定する事業について市長が施設の設置の目的を達成するため必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、放送を求める者の名称又は氏名並びに放送の内容及び日時を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、施設の設置目的に照らして適当でないと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、第 1 項の申出に係る放送を行わないものとする。

(申出等の様式)

第 5 条 条例第 7 条の規定による宅内スピーカーの設置の許可に係る申出、条例第 8 条の規定による宅内スピーカーの移設に係る届出及び条例第 9 条の規定による宅内スピーカーの取替えに係る届出は、宅内スピーカー設置・変更申請書（別記様式）により行わなければ

ばならない。

(有線放送運営委員会)

第6条 久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 久留米市議会議員
- (2) にじ農業協同組合が推薦する者
- (3) 田主丸町商工会が推薦する者
- (4) 田主丸地域の地域コミュニティ組織（久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第23号）第2条第3号の地域コミュニティ組織をいう。）が推薦する者
- (5) 田主丸町地域婦人会が推薦する者
- (6) 久留米市消防団員であって田主丸支団に配置されている者
- (7) 久留米広域消防本部浮羽消防署長が推薦する者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員

（平17規則181・平21規則15・平24規則25・一部改正）

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放送の番組に関する事項
- (2) 設備及び業務の改善に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長等)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平17規則181・一部改正）

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送条例施行規則(昭和40年田主丸町規則第59号。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送運営委員会規則(昭和40年田主丸町規則第60号。)の規定により田主丸町放送運営委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第6条の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第8条の規定にかかわらず、この規則の施行の日における田主丸町放送運営委員会規則第2条の規定により任命された田主丸町放送運営委員会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

(平17規則157・一部改正)

附 則 (平成17年6月20日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日規則第181号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に久留米市有線放送運営委員会の委員であって、改正前の第6条

第2項第4号又は第6号に規定するもののうちから任命又は委嘱されたものは、この規則の施行の日に改正後の久留米市有線放送条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の久留米市有線放送運営委員会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年3月31日規則第45号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係

○久留米市有線放送条例施行規程

平成17年2月4日

久留米市規程第19号

改正 平成19年2月27日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に定める放送施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳)

第2条 有線放送施設に係る事務を所掌する課の長（以下「課長」という。）は、有線放送施設原簿（第1号様式）を作成し施設の管理状況を明らかにしなければならない。

(運用状況の記録)

第3条 課長は、有線放送業務日誌（第2号様式）により施設の運用状況を記録しなければならない。

(電柱敷地料)

第4条 有線電柱、支線柱及び支線の敷地料は、無料とする。

(平19規程4・全改)

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規程第4号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 略

第2号様式（第3条関係）

久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員を超える場合は、抽選等により傍聴者の決定を行う場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。